子配当等」を「配当等」に改め、同条第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」を「剰余金配当等」に、「配当等（」を「剰余金配当等（」に、「支払われた配当等」を「支払われた剰余金配当等」に、「配当等で」を「剰余金配当等で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「利子配当等の元本を公債及び社債」を「配当等の元本を」に、「出資又は」を「出資（特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除く。）と」に、「受益権の三種類」を「受益権と」に、「当該利子配当等」を「当該配当等」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「利子配当等」を「配当等」に改め、「公債及び社債については額面金額とし、」を削り、「金額とする」を「、金額」に改め、同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「利子配当等」を「配当等」に改める。

第百五十五条の二十六第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「当該配当等」を「当該剰余金配当等」に、「支払われた配当等」を「支払われた剰余金配当等」に、「配当等で」を「剰余金配当等で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「利子配当等の元本を公債及び社債」を「配当等の元本を」に、「出資又は」を「出資（同号に規定する特定公社債等運用投資信託（以下この項において「特定公社債等運用投資信託」という。）の受益権及び同号に規定する社債的受益権を除く。）と」に改め、「合同運用信託」の下に「、所得税法第二条第一項第十五号（定義）に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）」を加え、「受益権の三種類」を「受益権と」に、「当該利子配当等」を「当該配当等」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「利子配当等」を「配当等」に改め、「公債及び社債については額面金額の合計額とし、」を削り、「その金額の合計額とする」を「、その金額の合計額」に改め、同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「利子配当等」を「配当等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

（法人税額から控除する所得税額の計算に関する経過措置）

2　この政令による改正後の法人税法施行令（次項において「新令」という。）第百四十条の二（法人税額から控除する所得税額の計算）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受ける同法第六十八条第一項（所得税額の控除）に規定する利子及び配当等（以下「利子及び配当等」という。）につき課される所得税について適用し、法人が施行日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、なお従前の例による。

（連結法人税額から控除する所得税額の計算に関する経過措置）

3　新令第百五十五条の二十六（連結法人税額から控除する所得税額の計算）の規定は、連結法人が施行日以後に支払を受ける利子及び配当等につき課される所得税について適用し、連結法人が施行日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十七号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十条第四項及び別表第一第七号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第六号中「、共同生活介護」を削る。

第七十五条第一項第六号イ中「ロに」を「ロ及びハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　公益社団法人又は公益財団法人が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている当該寄附金の収入（当該寄附金が次に掲げる要件の全てを満たすことについて当該寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三条（行政庁）に規定する行政庁の確認を受けているものに限る。）

(1)　特定の活動に係る特定支出のためにのみ使用されること。

(2)　期間を限定して募集されること。

(3)　他の資金と明確に区分して管理されること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第十四条の三第六号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（国等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置）

2　改正後の第七十五条第一項第六号ハの規定は、平成二十六年四月一日以後に募集が開始される同号ハに規定する寄附金の収入について適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十五項及び第二十一項、第三条の三第一項及び第二項、第十一条第十四項並びに第十一条の二第七項の規定に基づき、この政令を制定する。